

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 10 月 1 日
(契約責任者) 中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 太田 睦男

1 工事概要

(1) 工事名

名神高速道路 彦根管内舗装補修工事 (平成 25 年度)
(電子入札 (郵送入札) 対象案件)

(2) 工事場所

名神高速道路
自) 岐阜県不破郡関ヶ原町
至) 滋賀県東近江市尻無町
北陸自動車道
自) 滋賀県米原市三吉
至) 滋賀県長浜市口分田町

(3) 工事内容

本工事は、名神高速道路及び北陸自動車道の本線の舗装補修工事を行うものである。

(4) 工事概算数量

舗装補修工 約 19,000 m²
(土工部 約 17,500 m² 橋梁部 約 1,500 m²)

(5) 工期

契約締結日の翌日から 330 日間

(6) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

(7) 本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

技術提案にあつては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。

(8) 本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書 (様式 1) を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

(9) 本工事は、電子契約によることができる。

2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」 (中日本高速道路株式会社規程第 25 号) 第 11 条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成 25・26 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「舗装工事」の「等級 A」に格付けされる者であること。 (会社更生法 (平成 14 年法律第

154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(記2(2)の再認定を受けた者を除く)でないこと。

(4) 施工実績

平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事(旧日本道路公団(以下「旧JH」という。))が発注し、平成10年度以降にしゅん功した工事を含む。)である場合にあっては、請負工事成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下「他の発注機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、求める実績1及び求める実績2に対して提出できる施工実績は各々1件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

	要件
求める実績1	供用中の道路(国道又は自動車専用道路)において、設計舗装補修面積(表層)1万㎡以上のアスファルト舗装工事
求める実績2	断面交通量が2.5万台/日以上(自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路)において車線規制を実施した工事 ※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。 ① 料金所(トールバリア含む)やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。 ② 自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事(集中工事等)の実績。

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に建築業法に基づき配置できること(建設業法第26条3項に該当する工事においては、主任(監理)技術者は専任で配置)。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事(旧JHが発注し、しゅん功した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の発注機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工事を含む)している期間とする。

- ①主任(監理)技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

- ② 監理技術者にあつては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
- ④ 主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。
 なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験1及び求める経験2に対して提出できる工事経験は1名につき各々1件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

	要件
求める経験1	供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）0.5万㎡以上のアスファルト舗装工事
求める経験2	断面交通量が1万台／日以上（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事 ※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。 ① 料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。 ② 自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

- (6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域1」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
- (7) 当該工種について、中日本高速道路株式会社での過去2年間（平成23・24年度）における各年度の工事成績の平均点が2年連続65点未満でないこと。ただし、各年度の実績がない場合は65点とする。
- (8) 記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする

総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、技術資料作成要領による。

(2) 技術提案に関する事項

技術提案にあつては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

(3) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超過している場合、提案書の本文1行あたりの文字数が48文字を超過している場合、または1ページあたりの行数が42行を超過している場合は不採用とする。

また、評価項目①～③に関する提案は、それぞれ最大3提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超過している場合はその評価項目に関するすべての提案は不採用とする。

評価項目			評価指標
大項目	中項目	小項目	
工事目的物の性能・機能に関する事項	性能・機能	既設路面と補修路面との継ぎ目部の長期的な性能を含めた平坦性（乗り心地）確保のための更なる品質向上方法。（走行車線と追越車線との継目部の技術提案は不採用とする）	共通仕様書、舗装施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
		②表層から粒状路盤まで改良する箇所での長期的な性能を含めた平坦性（乗り心地）を確保するうえでの更なる品質向上方法。（走行車線と追越車線との継目部の技術提案は不採用とする）	共通仕様書、舗装施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
社会的要請に関する事項	安全対策	③交通規制内工事の更なる安全対策	共通仕様書、舗装施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

評価指標について

評価	評価指標
優	標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上	良に比べ、やや優れているもの。
良	標準案に比べ、優れているもの。
良下	良に比べ、やや劣るもの。
可	標準案又は標準案と同等であるもの。

(4) 評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優/良上/良/良下/可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

評価項目	項目別配点				
	優	良上	良	良下	可
①既設路面と補修路面との継ぎ目部の長期的な性能を含めた平坦性（乗り心地）確保のための更なる品質向上方法。（走行車線と追越車線との継ぎ目部の技術提案は不採用とする）	30点	22.5点	15点	7.5点	0点
②表層から粒状路盤まで改良する箇所での長期的な性能を含めた平坦性（乗り心地）を確保するうえでの更なる品質向上方法。（走行車線と追越車線との継ぎ目部の技術提案は不採用とする）	30点	22.5点	15点	7.5点	0点
③交通規制内工事の更なる安全対策	40点	30点	20点	10点	0点

(5) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数 α を乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①総合評価点：(技術評価点 $\times\alpha$) + (価格評価点 $\times 0.5$)

α の値は「0.2」とする。

②技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点100点)

③価格評価点：0 (0 \leq P<0.5L)

$(P/L \times 100) - 50 / (X/L - 0.5)$ (0.5L \leq P<S)

100-200(P/L-X/L) (S \leq P \leq 1.0L)

ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)

L：契約制限価格

X：調査基準価格以上の最低入札価格

S：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、X/LをS/Lとする。

(6) 上記 (5) において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 総合評価提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 契約チーム
電話 052-222-1448

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成25年11月6日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：記（1）に同じ。名古屋支社 総務企画部 契約チーム

③交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料、技術評価資料、総合評価提案資料及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料、技術評価資料及び総合評価資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成25年10月1日（火）から平成25年11月6日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出方法：記（1）に郵送すること。なお、郵送方法は、電子入札（郵送入札）運用マニュアル8-3による。

③申請書及び技術評価資料の確認

申請書及び技術評価資料の提出にあたって、内容確認を行わないため、記載漏れ、記載ミス又は必要書類の不足等があった場合は、競争参加資格を認めない場合があることから、十分に注意すること。

(4) 開札（入札執行）の日時及び場所

①電子入札による入札の締め切り

平成26年1月9日（木） 午後4時00分

②郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）

平成26年1月9日（木） 午後4時00分

③開札日時：平成26年1月10日（金） 午後1時30分

④開札場所：記（1）の中日本高速道路株式会社 名古屋支社 8階入札室

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 総合評価技術提案資料の提出

本工事の総合評価技術提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、総合評価技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価技術提案資料を提出すること。総合評価技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

(5) 総合評価技術提案資料のヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

(6) 総合評価技術提案の採否

総合評価技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、総合評価技術提案による競争参加通知を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、総合評価技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者とししないものとする。

(8) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(9) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (11) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照）。
- (12) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
- (13) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (14) 手続における交渉の有無 無
- (15) 契約書作成の要否 要
- (16) 不落特命契約の有無 無
- (17) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無
- (18) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記 4（1）に同じ。
- (19) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
記 2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 4（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (20) 詳細は技術資料作成要領による。

以 上